

令和6年10月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和6年10月11日（金）9時30分～9時51分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

（1）大阪市在宅医療・介護連携推進事業について

（2）大阪府「健活10ソング・ダンス」について情報提供

（3）その他

（1）大阪市在宅医療・介護連携推進事業について

【保健医療企画担当課長より資料に基づき説明】

平成27年度から在宅医療・介護連携について介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村主体で事業を平成30年4月までに実施することとなった。本市においても区役所、在宅医療・介護連携相談支援室、健康局が連携した体制にて、事業を推進している。

今般、令和5年度の区役所の取り組み状況について取りまとめたので報告する。

【区】資料7ページの相談支援室と区役所の役割分担については、相談支援室にも提供し、理解されているということで良いか。

【説明者】はい。区役所、相談支援室、健康局の役割分担は、医師会にも何度も説明している。24区の医師会すべてを回り説明しているので、理解いただいているはずである。

【区】区役所が行政としてどこまですればよいのかというところが、あまり理解できない感じがあり、医師会との認識がきちんと合っているのかどうか少し不安で質問をさせていただいた。

【説明者】相談支援室、医師会の方に委託事業としてお願いするので、この事業をやってくださいという事は、仕様書上に全部載せた上で、その仕様書の業務の法人説明会もしているので、ご理解いただいていると思う。何かあれば、局にも情報提供いただければ連携し、対応する。

【区】局で大阪市在宅医療推進会議の新しい要綱を設置しており、部会として、在宅医療推進会議を位置付けられているが、区の要綱を変更していくにあたって、何か気を付けるところはるか。

【説明者】昨年は医介連携の推進会議であったが、拠点事業でも「①会議の開催」の機能を持たないといけないので、在宅医療に関係する方を少し追加して、並行して会議を持とうと思ったが、会議体の委員が重なるところがあり、総務局との調整の中で、全体の会議として在宅医療推進会議を置き、特に高齢者の部分は色んな課題や取組を検討する必要がある。部会という形で置いて別途開く、という形になった。各区では、在宅医療介護連携推進会議を開催していただいていると思うので、それは特に変えてくださいということではなく、高齢者のところをきちんとやっていただきたいと考えている。

【区】医介連携と拠点では、予算要求上で何か区別しなければならないのか。

【説明者】今年、拠点の事業についても予算要求を各区に照会しており、多職種研修会と普及啓発という項目があり、どちらも要求できる事となっている。これまでも説明しているとおり、医介は高齢者に対する事業で拠点は全年齢、と被る部分もあるので、やり方として、高齢者向けを医介で単独で行い、若い方向けを拠点で単独で行い、それぞれで要求するという事ももちろん可能である。また、例えば、ACPなど、対象が高齢者だけに限られていないものであれば、折半という形で、それぞれで半分ずつ要求することも可能かと思う。医介は昨年を超える予算要求はなかなかできないというところがある。そんな中、各区で研修会等を企画したが予算が足りないというような事が、もしこれまでにあったとすれば、対象者を高齢者に限らないのであれば、共催という形で拠点のお金も使い、折半という形でやっていただく等の工夫ができている。拠点の方は、府の補助金を活用するので上限があるが、その範疇であれば予算計上ができると思うので、区でうまく工夫し開催してもらえるかと思う。不明な点は局に相談いただければと思う。

(2) 大阪府「健活10ソング・ダンス」について情報提供

【健康づくり課長より資料に基づき説明】

- ・大阪府が制作した「健活10ソング・ダンス」について情報提供を行なう。